

## 江東区議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江東区議会議員政治倫理条例（令和7年5月江東区条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼業の報告)

第2条 条例第6条第1項の兼業報告書は、兼業報告書（別記第1号様式）によるものとする。

(請負の報告)

第3条 条例第7条第1項の請負状況等報告書は、請負状況等報告書（別記第2号様式）によるものとする。

2 条例第7条第2項の請負状況等訂正届は、請負状況等訂正届（別記第3号様式）によるものとする。

3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

(報告書等の閲覧)

第4条 条例第8条の規定により兼業報告書、請負状況等報告書又は請負状況等訂正届（以下これらを「報告書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書（別記第4号様式）を議長に提出するものとする。

2 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 報告書等は、前項の場所以外に持ち出してはならない。

4 閲覧した者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。

5 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(調査請求書等)

第5条 条例第9条第1項後段の調査請求書の様式は、調査請求書（別記第5号様式）によるものとする。

- 2 条例第9条第1項に規定する請求代表者は、同項前段の規定により調査請求に係る署名を求めようとするときは、署名簿（別記第6号様式）に前項に規定する調査請求書の原本又は写しを添えて提出するものとする。
- 3 前項の署名は、署名をする者が自筆により行わなければならない。ただし、本人が署名することができないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第8項の規定の例により委任を受けた者（区内に住所を有する満18歳以上の者に限る。）が代筆することができる。
- 4 請求代表者は、法第74条第7項に定める期間は、調査請求し、又は署名を求めることができない。
- 5 条例第9条第1項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、次条及び第7条の規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。

（調査請求の却下に係る要件）

第6条 条例第9条第4項に規定する議長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第1項各号に定める政治倫理基準に違反する行為に係る事項でないとき。
- (2) 調査請求の際、現に議員でない者に係る事項であるとき。
- (3) 調査請求の際、現に条例第10条第1項の規定により委員会に付託されている事項又は既に委員会の審査が終了している事項であるとき。

（政治倫理基準の違反行為に対する措置）

第7条 条例第12条第1項の必要と認める措置は、次に掲げるものとする。

ただし、2以上の措置を併せて講ずることを妨げない。

- (1) 議場における議長による注意
- (2) 本会議、委員会等の一定期間の出席停止勧告
- (3) 議長、委員長等の役職辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

（審査結果の公表等）

第8条 条例第13条に規定する審査結果の概要の公表は、江東区議会ホームページ又はこうとう区議会だよりへの掲載により行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

兼業報告書

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私は（自ら事業を営むこととなった・法人役員等に就任した・年  
月 日付で報告した内容に変更が生じた）ので、江東区議会議員政治倫理条  
例第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

法人等について

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

その他の法人等について（複数ある場合）

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

その他の法人等について（複数ある場合）

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

（注）自ら事業を営んでいるときは、法人等の名称の欄にその職業名を記入し  
てください。

請負状況等報告書

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私が自ら営んでいる事業又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、江東区議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（単価契約である場合は契約金額及びその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額
支払いを受けた総額			

（注）契約金額及び昨年度に支払を受けた額の欄には消費税及び地方消費税込みの額を記入

年 月 日

請負状況等訂正届

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私が自ら営んでいる事業又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、訂正があったため、江東区議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 訂正箇所

2 訂正の理由

年 月 日

閲覧請求書

江東区議会議長 殿

住 所

氏 名

電 話

私は、江東区議会議員政治倫理条例第8条の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

請求対象となる議員の氏名	
閲覧を請求する報告書等	
閲覧の目的	(具体的に記載してください。)

調査請求書

江東区議会議長 殿

調査請求代表者

住 所

氏 名

電 話

私は、江東区議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定により、次のとおり調査を請求します。

調査請求対象となる議員の氏名	
違反行為の内容	
違反根拠となる政治倫理基準の条項	

- (注) 1 この調査請求書には、当該違反行為に係る資料を添付してください。  
2 この調査請求書には、署名簿（別記第6号様式）を添付してください。

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

署 名 簿

江東区議会議員政治倫理条例第 9 条第 1 項の規定による 年 月 日付別  
添調査請求書（別記第 5 号様式）の趣旨に賛同し、署名します。

また、江東区議会議長が江東区選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人  
名簿に登録された者であることの確認を求めることについて、同意をします。

番号	署名年 月日	氏名	住所（江東区 より後）	生年月 日	代筆者の氏名・住所・ 生年月日

- (注) 1 署名簿には、各署名簿に通じる一連の番号を付してください。
- 2 署名する方は、自署願います。署名ができない場合、江東区議会議員政治倫理条例施行規程第 5 条第 3 項の規定により、区内に住所を有する満 18 歳以上の方が代筆することができます。